

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>令和2年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和2年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、医療機関・薬局・介護系事業所等の医療・介護情報をICTを活用して共有することができるシステムを整備するため、一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会（以下「補助事業者」という。）が行う地域医療情報ネットワークシステムへ参加する施設の接続に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(補助対象事業、補助対象経費及び補助率)</p> <p>第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率については、別表第1に掲げるとおりとする。ただ</p> | <p>平成31年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、平成31年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、医療機関・薬局・介護系事業所等の医療・介護情報をICTを活用して共有することができるシステムを整備するため、一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会（以下「補助事業者」という。）が行う地域医療情報ネットワークシステムの整備のための次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 補助事業者を設置する運営事務局の設置及び運営事業</p> <p>(2) 関係機関によりシステムの基本内容等について協議する協議会及びその部会の運営事業</p> <p>(3) システムの周知に係る事業</p> <p>(4) システム導入支援（参加予定施設への啓発、現地調査及び地域ごとの説明会の開催をいう）に係る事業</p> <p>(補助対象経費及び補助率)</p> <p>第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。</p> |

| 新 | 旧 | | | | | | | | |
|--|---|-------|--|-------|--------|-------|-------------|---|----|
| <p>し、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 別表第1の第2欄に掲げる基準額と同表の第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第6条 知事は、補助事業者(間接補助事業者を含む。)が別表第2に掲</p> | <p>(1) 次の表の第1欄に掲げる基準額と同表の第2欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 483 2038 911"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 483 1435 531">1 基準額</th> <th data-bbox="1435 483 1809 531">2 対象経費</th> <th data-bbox="1809 483 2038 531">3 補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 531 1435 911">69,197,000円</td> <td data-bbox="1435 531 1809 911">前条に掲げる事業に要する経費とする。経費については、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(食料費を除く。)、役員費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。</td> <td data-bbox="1809 531 2038 911">定額</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第6条 知事は、補助事業者(間接補助事業者を含む。)が別表に掲げる</p> | | | 1 基準額 | 2 対象経費 | 3 補助率 | 69,197,000円 | 前条に掲げる事業に要する経費とする。経費については、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(食料費を除く。)、役員費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。 | 定額 |
| 1 基準額 | 2 対象経費 | 3 補助率 | | | | | | | |
| 69,197,000円 | 前条に掲げる事業に要する経費とする。経費については、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(食料費を除く。)、役員費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。 | 定額 | | | | | | | |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p data-bbox="226 209 1111 336"> げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 </p> <p data-bbox="203 400 367 432">(補助の条件)</p> <p data-bbox="185 445 1106 525"> 第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 </p> <p data-bbox="203 537 1111 713"> (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと、間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。 </p> <p data-bbox="185 774 607 805">第7条(2)～第7条(11)(略)</p> <p data-bbox="203 869 367 901">(照会、報告)</p> <p data-bbox="185 914 1106 994"> 第8条 知事は、補助金の交付に関する必要な事項について、補助事業者に照会し、又は報告を求めることができる。 </p> <p data-bbox="185 1054 338 1086">第9条(略)</p> <p data-bbox="185 1150 356 1182">第10条(略)</p> <p data-bbox="185 1246 356 1278">第11条(略)</p> <p data-bbox="185 1342 356 1374">第12条(略)</p> | <p data-bbox="1173 209 2058 336"> whichever に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 </p> <p data-bbox="1151 400 1314 432">(補助の条件)</p> <p data-bbox="1133 445 2058 525"> 第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 </p> <p data-bbox="1151 537 2058 713"> (1) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと、間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。 </p> <p data-bbox="1133 774 1554 805">第7条(2)～第7条(11)(略)</p> <p data-bbox="1133 1054 1285 1086">第8条(略)</p> <p data-bbox="1133 1150 1281 1182">第9条(略)</p> <p data-bbox="1133 1246 1303 1278">第10条(略)</p> <p data-bbox="1133 1342 1303 1374">第11条(略)</p> |

| 新 | | 旧 | |
|---|---|---|-------|
| <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和2年9月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第10号まで、第9条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> | | <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成31年4月12日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>2 第4条による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第9号まで、第8条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> | |
| | | <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年6月24日から施行する。</p> | |
| | | <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年1月20日から施行する。</p> | |
| <p>別表第1（第3条関係）</p> | | | |
| 1 補助対象事業 | 2 基準額 | 3 補助対象経費 | 4 補助率 |
| 参加施設のシステムの接続に係る事業 | <p>504,535,000 円</p> <p>ただし、施設種別ごとの接続費用の上限は以下のとおり。</p> <p>基幹病院（電子カルテ） 14,050 千円</p> | 委託料 | 定額 |

| 新 | | | | 旧 |
|-------------------------------|--|--|--|----------------------------|
| | 病院（電子カルテ） 8,390 千円 病院（レセプト） 2,879 千円 病院（画像連携） 1,550 千円 診療所（電子カルテ） 1,270 千円 診療所（レセプト） 870 千円 診療所（画像連携） 930 千円 薬局 660 千円 介護事業所 780 千円 | | | |
| 別表第 2（第 5 条—第 7 条関係） 以下（略） | | | | 別表（第 5 条—第 7 条関係） 以下（略） |